



2008年8月20日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

## 野村アセットマネジメント、 ブラジル、ロシア、インドの通貨を連動対象とした ETF を新規設定

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長:吉川 淳)は、ブラジルの通貨であるリアル、ロシアの通貨であるルーブル、インドの通貨であるルピーの日本円に対する外国為替レートをそれぞれ連動対象とする ETF(上場投資信託)合計 3 本を新たに設定すると発表した。

「NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信」、「NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信」は、8月19日、大阪証券取引所より上場承認をうけた。設定予定日は9月10日(水)、上場予定日は9月12日(金)となる。各 ETF とも上場日以降、全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。投資単位の金額は、各 ETF とも、10万円以下となる見込み。

なお、今回の ETF の設定・上場により、同社が運用する ETF「NEXT FUNDS」は、合計で 32 本となり、「NEXT FUNDS」の連動対象指標は、株価指数、金価格から、通貨(外国為替レート)にまで拡大する。さらに、今回の各 ETF は、ETF では初めて年 4 回の決算を行なう。

各 ETF の概要は、別紙の通り。

各ファンドの詳細に関しては、EDINET にて本日届け出ている有価証券届出書を参照のこと。「NEXT FUNDS」は、同社が運用する ETF シリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村の ETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

< 別紙 >

平成 20 年 8 月 20 日

「NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信」、  
 「NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信」、  
 「NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

<p>商 品 分 類</p>	<p>国内籍 / 円建 / 公募 / 追加型株式投資信託                  (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、振替受益権適用(受益証券不発行)、                  投信法施行令第 12 条第 1 号の要件を満たす、                  税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5 号))</p>
<p>フ ァ ン ド 名</p>	<p>・ NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信                  なお、「NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型 ETF」、「NEXT FUNDS ブラジル通貨連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ブラジル通貨連動型 ETF」、「NEXT FUNDS ブラジル通貨上場投信」、「NEXT FUNDS ブラジル通貨 ETF」、「ブラジル通貨リアル連動型上場投信」、「ブラジル通貨リアル連動型 ETF」、「ブラジル通貨連動型上場投信」、「ブラジル通貨連動型 ETF」、「ブラジル通貨上場投信」、「ブラジル通貨 ETF」と称する場合があります。</p> <p>・ NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信                  なお、「NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型 ETF」、「NEXT FUNDS ロシア通貨連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ロシア通貨連動型 ETF」、「NEXT FUNDS ロシア通貨上場投信」、「NEXT FUNDS ロシア通貨 ETF」、「ロシア通貨ルーブル連動型上場投信」、「ロシア通貨ルーブル連動型 ETF」、「ロシア通貨連動型上場投信」、「ロシア通貨連動型 ETF」、「ロシア通貨上場投信」、「ロシア通貨 ETF」と称する場合があります。</p> <p>・ NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信                  なお、「NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型 ETF」、「NEXT FUNDS インド通貨連動型上場投信」、「NEXT FUNDS インド通貨連動型 ETF」、「NEXT FUNDS インド通貨上場投信」、「NEXT FUNDS インド通貨 ETF」、「インド通貨ルピー連動型上場投信」、「インド通貨ルピー連動型 ETF」、「インド通貨連動型上場投信」、「インド通貨連動型 ETF」、「インド通貨上場投信」、「インド通貨 ETF」と称する場合があります。</p> <p>ファンドの英文名は以下の通りです。                  Brazilian Real Linked Exchange Traded Fund</p>

	<p>Indian Rupee Linked Exchange Traded Fund Russian Rouble Linked Exchange Traded Fund</p>
信託期間	無期限
対象指標	<p>・NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 ブラジルリアル(以下「対象通貨」といいます。)の日本円に対する外国為替レート(以下「対象指標」といいます。)</p> <p>・NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信 ロシアルーブル(以下「対象通貨」といいます。)の日本円に対する外国為替レート(以下「対象指標」といいます。)</p> <p>・NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信 インドルピー(以下「対象通貨」といいます。)の日本円に対する外国為替レート(以下「対象指標」といいます。)</p> <p>&lt; 註:当該通貨を日本円に換算した値 &gt; 当該外国為替レートは、原則として、WM ロイター(WM/Reuters)が発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。</p>
受益権の単位	当初1口当りの元本は、当初設定日の前々営業日の、日本円に対する対象通貨の外国為替レートに100を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)とします。
基準価額	<p>基準価額は日々計算し、公表します。</p> <p>表示:</p> <p>・NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 10口当り ・NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信 100口当り ・NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信 100口当り</p>
クローズド期間	<p>信託期間中の現金による一部解約はできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。</p>
投資対象	<p>&lt; 主要投資対象 &gt;</p> <p>対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下「指標連動有価証券」といいます。)</p> <p>なお、指標連動有価証券は、以下の(1)から(3)に掲げるものに限り、</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、資産流動化法に規定する特定社債券、社債券(金商法2条1項1号~5号)、同号の性質を有する同項17号(外国物)</p> <p>(2) 投資信託証券(同項10号、11号)</p> <p>(3) カバード・ワラント(同項19号)</p>

	<p>&lt; 非主要投資対象 &gt;          運用の基本方針にしたがって主要投資対象である有価証券に投資するまでの間、以下に掲げる(ア)から(エ)に対して投資を行なうことができます。</p> <p>(ア) 預金          (イ) 指定金銭信託          (ウ) コール・ローン          (エ) 手形割引市場において売買される手形</p> <p>デリバティブ取引の利用は、以下に掲げる(a)から(d)のうち、運用の基本方針にしたがって主要投資対象である有価証券に投資するまでの間、または対象指標に連動する投資成果を目指す目的に限り補完的に行なうことができます。</p> <p>(a) 対象通貨を対象とした金融商品先物取引(金商法2条21項1号)          (b) 対象通貨に係る為替レートを対象とした金融指標先物取引(同項2号)          (c) 対象通貨を対象とした金融商品先渡取引(同条22項1号)          (d) 対象通貨に係る為替レートを対象とした金融指標先渡取引(同項2号)</p>
<p>運 用 方 針</p>	<p>この信託は、指標連動有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する(基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)投資成果を目指します。</p> <p>当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。</p> <p>次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。</p> <p>(1) 対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合          (2) 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合          (3) 信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行なう場合          (4) 交換が行なわれた場合          (5) その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合</p> <p>投資を行なう公社債は、原則として A 格以上の格付けを有する信用度の高いものとし、(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)</p> <p>公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。</p>

	<p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
決 算 日	<p>年 4 回、毎年、2 月、5 月、8 月および 11 月の 10 日とします。</p> <p>第 1 計算期間の決算日は、平成 20 年 11 月 10 日(月)とします。</p>
収 益 分 配	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>
信 託 報 酬	<p>&lt; 信託報酬 &gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、次の(2)により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>(1) 信託財産の純資産総額に年 0.8925% (税抜年 0.85%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.8925% (税抜年 0.85%))を乗じて得た額とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt; 委託会社 &gt;                      &lt; 受託会社 &gt;</p> <p style="padding-left: 80px;">年 0.80%                              年 0.05%</p> <p>(2) 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42% (税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については 8:2 とします。</p> <p>&lt; その他費用 &gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	<p>一部解約は不可。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)</p>
投 資 制 限	<p>株式への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引の使用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>デリバティブ取引の利用は、以下に掲げるもののうち、運用の基本方針にしたがって主要投資対象である有価証券に投資するまでの間、または対象指標に連動する投資成果を目指す目的に限り補完的に行なうことができます。</p> <p>(1) 対象通貨を対象とした金融商品先物取引</p> <p>(2) 対象通貨に係る為替レートを対象とした金融指標先物取引</p>

	<p>(3) 対象通貨を対象とした金融商品先渡取引  (4) 対象通貨に係る為替レートを対象とした金融指標先渡取引</p>
償 還 条 項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合は繰上償還します。</p> <p>対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合は、繰上償還させることができます。</p> <p>また、交換を行なうことにより 万口( )を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p> <p>万口:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 30 万口</li> <li>・NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信 440 万口</li> <li>・NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信 800 万口</li> </ul>
当 初 設 定 日	平成 20 年 9 月 10 日(水)
当 初 募 集	なし(当初設定はファンドの関係会社による自己設定のみ)
取 引 所 に お け る 売 買	<p>(1) 上場日:平成 20 年 9 月 12 日(金)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>(2) 上場市場:大阪証券取引所</p> <p>(3) 売買単位:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 10 口(1 売買単位)以上 10 口単位</li> <li>・ NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信 100 口(1 売買単位)以上 100 口単位</li> <li>・ NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信 100 口(1 売買単位)以上 100 口単位</li> </ul> <p>(4) 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>(5) 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追 加 設 定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。)は、平成 20 年 9 月 12 日(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数以上の受益証券を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.60%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>なお、委託者は、次に掲げる期日または期間における受益証券の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次</p>

	<p>に該当する期日および期間における受益証券の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益証券の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>2. ファンドの決算日が日本の営業日の場合、当該決算日の 6 営業日前から前営業日までの期間</li> <li>3. ファンドの決算日が日本の営業日でない場合、当該決算日の 7 営業日前から前々営業日までの期間</li> <li>4. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol>
<p>交 換</p>	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 21 年 3 月 2 日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後 3 時)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p> <p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次に掲げる期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない</li> </ol>

	<p>日を除きます。)に、ロンドンの休日(銀行の通常の営業日以外の日)と同日付となる日がある場合の当該申込日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合</li> <li>3. 信託財産が組み入れた公社債の償還等に伴う、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. ファンドの決算日が日本の営業日の場合、当該決算日の 6 営業日前から前営業日までの期間</li> <li>5. ファンドの決算日が日本の営業日でない場合、当該決算日の 7 営業日前から前々営業日までの期間</li> <li>6. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続を経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
<p>「別に定める海外の休日」</p>	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 サンパウロ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> <li>・ NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信 モスクワ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> <li>・ NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信 ムンバイ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> </ul>
<p>信託終了時の交換</p>	<p>上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信託財産中の有価証券で返還します。</p>
<p>販売会社 (旧指定証券会社)</p>	<p>野村證券株式会社</p>
<p>受託銀行</p>	<p>三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>総合企画部(広報担当) TEL:03-3241-9764</p>

この資料は、「NEXT FUNDS ブラジル通貨レアル連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信」、「NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信」(以下、「本 ETF」といいます。)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### < 投資リスク >

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動や外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本ETFへの投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### < 売買手数料 >

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### < 信託報酬 >

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の89.25(税抜年10,000分の85)以内(平成20年8月20日現在 年10,000分の89.25(税抜年10,000分の85))の率を乗じて得た額。
2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額。

#### < ファンドの上場に係る費用 >

- ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0084%(税抜0.008%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.0084%(税抜0.008%)。
- ・上記の他、新規上場に際して、105万円(税抜100万円)の費用があります。

## < 申込手数料 >

販売会社が独自に定める額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

## < 交換手数料 >

販売会社が独自に定める額とします。

## < その他の費用 >

- ・ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ 監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

以上